**公聴会の開催の中止について（公告）**

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第５条の規定により、柏崎都市計画の変更素案についての公聴会の開催を中止する。

平成24年５月22日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

１　中止となる公聴会の日時

平成24年５月31日（木）　午後７時から

２　中止となる公聴会の開催場所

柏崎市役所会議棟101会議室

柏崎市中央町５－50